

# コロナウイルスを ぶっ飛ばせ!!

日向商工会議所会報  
会報 Himawari  
臨時号  
2021 No.136  
令和3年10月7日発行  
発行所 / 日向商工会議所  
〒883-0044 宮崎県日向市上町3番15号  
☎ 0982-52-5131  
発行人 / 清水 邦彦  
日向商工会議所ホームページ



日向商工会議所  
会頭 三輪 純司

9月30日をもって、宮崎県が出していた新型コロナの緊急事態宣言が解除されました。ただ、このウイルスを地球上から完全に葬り去ることは不可能で、これ等を撲滅する時はすなわち人類が撲滅される時だそうです。我々が、生きて行く為には健康と経済の両立を図らなければなりません。  
今までは、コロナ対策に重点がおかれていたと私は感じています。これでは「手術は成功しましたが亡くなりました」になりかねません。正に経済のアクセルをしっかりと踏む時が来たと思います。  
ただ、このウイルスは、まだ2~3年は流行の波を繰り返すものと推測されます。その都度、ブレーキとアクセルを小まめに踏み分けて進むしかありません。つまりコロナと共生しながら生きる…文字通り「ウィズコロナ」です。  
引き続き予防対策をしっかりしながらも、以前と変らぬ平然とした日常を一刻も早く取り戻すことが肝要です。  
“失われた一年を取り戻す 倍返しだアー!”  
この街の経済を取り戻す為、改めてご支援ご協力をお願い申し上げます。

## 日向市版 協力金・支援金・給付金フローチャート(令和3年8月・9月分)

詳細な要件については裏面をご確認下さい。▶▶▶

2021.10.4現在

県独自の緊急事態宣言または、まん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮の要請を受けた日向市内の飲食店等である。

----- いいえ -----

飲食店等の営業時間短縮要請に伴い、直接的な影響を受け、売上が減少した事業者で、①営業時間短縮要請に応じ協力金を受給した飲食店等と直接取引がある事業者  
②タクシー事業者 ③自動車運転代行業者のいずれかである。

はい

いいえ

宮崎県内に本店又は主たる事業所を有する酒類販売事業者等(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者)で、まん延防止等重点措置の適用に伴い、酒類の提供を停止する飲食店等との直接又は間取引があり、売上が減少した。

はい

いいえ

売上減少要件等、各種要件に該当すれば、下記を受給できます。

- ②【市】日向市中小企業等緊急支援給付金
- ③【県】県内事業者緊急支援金
- ④【県】飲食関連事業者等支援金
- ②【市】日向市中小企業等緊急支援給付金
- ③【県】県内事業者緊急支援金
- ⑤【県】酒類販売事業者等緊急支援金
- ⑥【国】月次支援金

売上減少要件等、各種要件に該当すれば、下記を受給できます。

- ②【市】日向市中小企業等緊急支援給付金
- ③【県】県内事業者緊急支援金
- ④【県】飲食関連事業者等支援金
- ②【市】日向市中小企業等緊急支援給付金
- ③【県】県内事業者緊急支援金
- ⑥【国】月次支援金

各種要件に該当すれば、下記を受給できます。  
①【市】営業時間短縮要請に伴う協力金

まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受け、売上が減少した日向市内の事業者である。

はい

いいえ

売上減少要件等、各種要件に該当すれば、下記を受給できます。

- ②【市】日向市中小企業等緊急支援給付金
- ③【県】県内事業者緊急支援金
- ⑥【国】月次支援金

県独自の緊急事態宣言の影響により売上が減少した日向市内の事業者である。

はい

いいえ

売上減少要件等、各種要件に該当すれば、下記を受給できます。  
②【市】日向市中小企業等緊急支援給付金  
③【県】県内事業者緊急支援金

支給対象外

## 日向市内のバス事業者、タクシー事業者、代行運転事業者、大規模集客施設、テナント店等の皆さまへ

日向市内に営業所を置く交通事業者(バス事業者・タクシー事業者・代行運転事業者)の皆さまへ要件に該当すれば、上記のフローチャートに記載の給付金、支援金以外に下記を受給できます。

- ⑦【市】日向市公共交通事業者支援事業給付金

日向市内の大規模集客施設・テナント店等の皆さまへ要件に該当すれば、下記を受給できます。

- ②【市】日向市中小企業等緊急支援金
- ⑧【県】大規模集客施設等への時短要請に係る協力金

新型コロナウイルス感染症に伴う支援制度一覧 令和3年8月・9月分 (2021/10/4現在)

No.	実施区分	項目	主な事業者要件	売上減少要件
①	市	営業時間短縮要請協力金	県及び国の営業時間短縮要請を受け、下記要請期間における協力をおこなった飲食店。 【1】令和3年8月14日(土曜日)から8月24日(火曜日)まで【11日間】 【2】令和3年8月25日(水曜日)から8月25日(木曜日)まで【2日間】 【3】令和3年8月27日(金曜日)から9月12日(日曜日)まで【17日間】まん延防止重点措置適用期間 【4】令和3年9月13日(月曜日)から9月30日(木曜日)まで【18日間】	
②	市	日向市中小企業等緊急支援給付金	①市内に店舗・事業所を有する中小企業者・小規模事業者 ②市内に事業所または住民登録のある個人事業主	令和3年8月または9月の売上が、前年又は前々年同月比30%以上減少していること
③	県	県内事業者緊急支援金	宮崎県内に本店又は主たる事業所を有すること (法人の場合、本店であること)	【売上要件A】 令和3年8月または9月の売上が、前年又は前々年同月比50%以上減少していること 【売上要件B】 ①令和3年8月及び9月の売上が、前年又は前々年同月比いずれも50%以上減少していること ②比較対象となる令和2年または令和元年の8月と9月の売上合計額が20万円以上であること。
④	県	宮崎県飲食関連事業者等支援金	飲食店等の営業時間短縮によって直接影響を受けた以下の事業者であること。 ①タクシー事業者 ②自動車運転代行業者 ③営業時間の短縮要請に応じ、協力金を受給した飲食店等と直接取引がある事業者	対象となる月の売上が前年又は前々年同月比で50%以下であること。  (ただし、比較対象となる令和2年または令和元年の単月の売上が10万円以上であること)
⑤	県	酒類販売事業者等緊急支援金	①宮崎県内に本店又は主たる事業所を有する酒類販売事業者等(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者) ②国のまん延防止等重点措置の本県への適用に伴い、酒類の提供を停止する当該地域の飲食店等との直接又は間接取引があること。	①対象月の売上減少割合が前年又は前々年同月比30%以上(対象月及びその前月の売上減少割合が2か月連続で前年又は前々年同月比15%以上の場合を含む。)であること。 ②売上減少割合が50%以上の場合にあっては、国の月次支援金を受給している又は受給する予定であること。
⑥	国	月次支援金	国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている。	まん延防止等重点措置が実施された対象となる月の売上が前年又は前々年同月比50%以下であること。
⑦	市	日向市公共交通事業者支援事業給付金	長引くコロナ禍と長期間にわたる人流の抑制により、大きな影響が生じている日向市内に営業所を置く下記交通事業者。 バス事業者：一般乗合旅客自動車運送事業または一般貸切旅客自動車運送事業を営む者 タクシー事業者：一般乗用旅客自動車運送事業を営む者(福祉輸送事業限定を含む) 代行運転事業者：自動車運転代行を営む者	
⑧	県	大規模集客施設等への時短要請に係る協力金	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に規定する施設のうち、対象区域内(宮崎市、日向市並びに門川町内)で通常時に20時を超えて営業し、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設として、営業時間短縮要請を行うものとされた施設かつ営業時間短縮要請に応じた施設	

最新の情報はホームページをご確認ください。

給付額	申請期間	申請先	お問合せ先	ホームページのQRコード
売上規模別に店舗単位 ・8/14~8/26、9/13~9/30 25,000円~200,000円 ・8/27~9/12 30,000円~200,000円 ※1日あたり	【1】8/25~10/29 【2】9/14~10/29 【3】9/14~10/29 【4】10/1~10/29	日向市役所 商工港湾課 (3階9番窓口)	日向市役所 商工港湾課 0982-66-1025	 日向市 営業時間短縮要請協力金 <input type="button" value="検索"/>
1事業者あたり最大20万円(※) (※)令和3年と比較する年の合計売上高が100万円未満の場合、売上高の20%(千円以下切り捨て)が給付額	10/5 ~ 11/12	日向市役所 商工港湾課 (3階9番窓口)	日向市役所 商工港湾課 0982-66-1025	 日向市中小企業等緊急支援金 <input type="button" value="検索"/>
【売上要件Aに該当】 1事業者あたり10万円  【売上要件Bに該当】 1事業者あたり20万円	10/11 ~ 12/10	確定申告書に記載した住所を管轄する商工会又は商工会議所  ・東郷町の方 東郷町商工会  ・上記以外の方 日向商工会議所	県内事業者緊急支援金 コールセンター 0570-666-356	 宮崎県 県内事業者緊急支援金 <input type="button" value="検索"/>
1事業者あたり10万円	【8月分】 10/11~11/12 【9月分】 11/15~12/15	確定申告書に記載した住所を管轄する商工会又は商工会議所 ・東郷町の方 東郷町商工会 ・上記以外の方 日向商工会議所	宮崎県飲食関連事業者支援金 コールセンター 0985-69-3500	 宮崎県飲食関連事業者等支援金 <input type="button" value="検索"/>
売上減少割合に応じて ・中小法人等 10万円~60万円/月 ・個人事業者等 5万円~30万円/月	10月中旬頃 申請開始予定	未定  最新情報は、 右記ホームページから ご確認ください。	宮崎県小売酒販組合連合会 0985-26-3567	 宮崎県 酒類販売事業者等緊急支援金 <input type="button" value="検索"/>
・中小法人等 上限20万円/月 ・個人事業者等 上限10万円/月	【8月分】 9/1~10/31 【9月分】 10/1~11/30	インターネットにて 申請	月次支援金事務局 相談窓口 0120-211-240	 月次支援金 <input type="button" value="検索"/>
支援対象車両1台あたり バス 10万円 タクシー・代行 2万円	9/17 ~ 11/30	日向市役所 観光交流課 (3階10番窓口)	日向市役所 観光交流課 0982-66-1026	 日向市公共交通事業者支援事業給付金 <input type="button" value="検索"/>
(1)大規模集客施設 1千平方メートルごとに20万円/日×時短率(注意)×時短日数 (2)(1)の一部を賃借するテナント等 1百平方メートルごとに2万円/日×時短率(注意)×時短日数 (注意)時短率:時短した時間/本来の営業時間	【第1期(8/27~9/12)まで】  9/15 ~ 10/15	〒880-8501 宮崎県福祉保健課 大規模集客施設 時短要請協力金係	大規模集客施設に関する協力金 コールセンター 0985-44-2791	 宮崎県 大規模集客施設等への時短要請に係る協力金 <input type="button" value="検索"/>